

令和7年度 年末たすけあい運動 「支援金」申請について

共同募金運動の一環として、毎年12月1日から31日まで地域の皆さまにご協力をいただいております年末たすけあい運動において、募金の有効活用を考慮し、川崎区社会福祉協議会では配分された募金を元に地域で福祉ニーズを持つ世帯へ「支援金」として配布をいたします。

希望される方は、以下の内容をご確認の上、所定の申請書にてお申込ください。

なお、支援金の金額については、募金の実績額と申請世帯数を勘案し決定となるため、申請時には決定していませんのでご了承ください。

川崎区社協 キャラクター ウェーブくん



1 支援金対象世帯及び添付書類

川崎区内において在宅で生活をされており、9月1日現在、次の項目に該当する方がいる世帯（項目に該当する書類を添えて提出）

項目	対象世帯 内容・添付書類
A	ひとり親世帯で児童扶養手当を受けている方 添付書類 7月か9月の手当が振り込まれた部分と名義部分の通帳の写し ※紙の通帳をお持ちでない方はインターネット上のスクリーンショットでも可能です。
Bア	身体障害者手帳1・2級の方 添付書類 身体障害者手帳（カード型含む）の写し ※氏名、等級、障害名が記載された部分
Bイ	療育手帳Aの交付を受けている方 添付書類 療育手帳（カード型含む）の写し ※名前、判定の箇所が記載された部分
Bウ	精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方 添付書類 精神障害者保健福祉手帳（カード型含む）の写し
C	介護認定が要介護4または5の方 添付書類 介護保険証の写し
D	災害遺児等福祉手当を受けている方 添付書類 9月の手当が振り込まれた部分と名義部分の通帳の写し
E	公害病認定患者の方 添付書類 公害医療手帳の写し

個人情報の保護について

この申請書で得た個人情報につきましては、支援金配布以外の目的に使用することはありません。
また、支援金を配布する担当地区の民生委員児童委員以外の第三者にも、ご本人の同意なしに個人情報の提供はいたしません。



裏面も必ずご覧ください！



2 申請にあたっての諸注意

- (1) **令和7年9月1日**現在、川崎区内において在宅で生活をしていることが必要となります。
- (2) 申請には各項目に該当していることが証明できる書類が必要となります。
- (3) **配分は世帯単位**とし、重複配分は行いません。同一世帯に対象の方が複数いる場合でも1世帯分の配分となります。
- (4) 申請後に転居等により状況が変わった場合には、対象外になりますので、下記までご連絡をお願いいたします。



以下に当てはまる方は申請できませんのでご了承ください

- ・生活保護受給世帯は申請できません。
- ・対象者ご本人が在宅で生活されていることが必要です。施設・グループホーム等で生活されている方や長期入院されている方は対象外となります。

3 申請期間・方法

期間

令和7年9月1日(月)から10月31日(金)

方法

申請書に必要事項を記入の上、**添付書類と併せて**川崎区社会福祉協議会に直接来所または郵送にてお申込ください。

① 申請書に記入漏れがある場合や添付書類が無い場合は申請を受け付けられませんので、提出時には必ず確認してください。

② **申請期間を過ぎた申請書は受け付けることができません。**

4 支援金の配布方法

- (1) 民生委員の皆様のご協力をいただき、対象世帯に支援金をお届けします。訪問時、申請者不在の場合は支援金をお渡しできないこともありますのでご了承ください。

① 8月下旬頃

申請書受取



② 9月1日～10月31日

申請書に必要事項を記入。
添付書類と共に川崎区社協へ
来所または郵送にて提出。



③ 12月下旬頃

民生委員児童委員のご協力をいただき、対象世帯へお届けします。



申込・問合せ先

川崎市川崎区社会福祉協議会

〒210-0011 川崎区富士見1-6-3 読売川崎富士見ビル B-1 棟6階

電話: 044-246-5500 FAX: 044-211-8741

「申請書」記入上の注意

太枠内に楷書で必要事項を記入してください。

枠内に楷書で必要事項を記入してください。

注

生活保護を受けている世帯は、申請することはできません。ご注意ください！

申請該当項目 ★生活保護受給世帯は申請できません★		添付書類
☒	A 9月1日現在、ひとり親世帯で児童扶養手当を受けている	7月か9月の手当が振り込まれた部分と名義部分の通帳の写し
☒	Bア 9月1日現在、身体障害者手帳1・2級の交付を受けている	添付書類は忘れずにご用意ください。無い場合、申請を受理することができません。
☒	Bイ 9月1日現在、療育手帳Aの交付を受けている	療育手帳(カード型含む)の写し ※名前、判定の箇所が記載された部分
☒	Bウ 9月1日現在、精神障害者保健福祉手帳(カード型含む)の交付を受けている	精神障害者保健福祉手帳(カード型含む)の写し
☐	C 9月1日現在、要介護4または5の認定を受けている	介護保険証の写し
☐	D 9月1日現在、災害遺児等福祉手当を受けている	9月の手当が振り込まれた部分と名義部分の通帳の写し
☐	9月1日現在、公害病認定患者である	公害医療手帳の写し

該当する項目の「チェック欄」に、☒ または●を付けてください。

注

民生委員の皆さまのご協力をいただいて、お配りします。住所は間違いなく記入してください。(※マンション・アパート名含む)

提出日を記入してください

7年 9月 12日

カワサキ ハナコ

性別

男

女

この項目に該当する方は保護者の氏名をご記入ください

川崎 花子

電話番号

044-●●●-▲▲▲▲

(※マンション名・アパート名等も正確にご記入ください)

対象者住所

〒216

川崎区 富士見1-××-● ウェーブマンション■■■号

生年月日

大正 ・ 昭和 ・ 平成 ・ 令和 7年 12月 9日



※代筆者による申込の場合は、下記にもご記入ください。

代筆者	氏名	川崎 太郎	電話番号	044-●●●-▲▲▲▲
	本人との関係	家族 ・ その他()		
	住所	川崎区富士見1-××-● ウェーブマンション■■■号		

代筆の場合は、下記太枠内も記入してください。

◆個人情報の取扱いについて◆

この申請書の提出にあたって得た個人情報につきましては、支援金配布以外の目的には一切使用いたしません。また、支援金を配布する担当地区民生委員以外の第三者には、ご本人の同意なしに情報を提供いたしません。

「申請書」提出場所

申請書はホームページよりダウンロードもできますので、ご活用ください。
(※9月1日から)



JR 川崎駅から 1.6km 徒歩約20分

※バスの場合は「競輪場前」で下車し、カルッツ横の
遊歩道を通れば徒歩約 5 分

- ・川 04 市営埠頭行き
- ・川 05 川崎マリエン前行き
- ・川 07 東扇島西公園前行き
- ・川 10 水江町行き
- ・川 13 扇島行き
- ・川 15 小田栄循環 他



読売新聞と書かれたビルの 6 階
です

川崎市川崎区社会福祉協議会

〒210-0011 川崎市川崎区富士見 1-6-3 読売川崎富士見ビルB-1 棟 6 階福祉パルかわさき内
電話 044-246-5500 FAX 044-211-8741 E-mail kawasakiku@csw-kawasaki.or.jp
ホームページ URL <https://www.kawasakiku-shakyo.jp/>